

法令に基づく指定・承認一覧

1. 病院開設承認等（令和7年2月1日現在）

区 分
医療法による病院開設承認
医療法による特定機能病院の名称承認

2. 法令による医療機関の指定等（令和7年2月1日現在）

区 分
生活保護法による医療機関
感染症予防法による医療機関（結核）
労働者災害補償保険法による医療機関
母子保健法による医療機関（養育医療）
原爆被爆者援護法による医療機関（一般疾病）
戦傷病者特別援護法による医療機関（療養給付）
戦傷病者特別援護法による医療機関（更生医療）
高齢者の医療の確保に関する法律による医療機関
外国医師等の臨床修練に係る特例法による病院
消防法による救急病院
DPC対象病院
群馬県地域周産期母子医療センター
障害者自立支援法による医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）
エイズ治療の中核拠点病院
都道府県肝疾患診療連携拠点病院
認知症疾患医療センター
原爆被爆者援護法による医療機関（認定医療）
第一種感染症指定医療機関
群馬県地域災害拠点病院
児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関
群馬県救命救急センター
群馬県アレルギー疾患医療拠点病院
群馬県難病診療連携拠点病院
群馬県がん診療連携拠点病院
小児がん連携病院
がんゲノム医療連携病院
紹介受診重点医療機関

3. 健康保険法による各種基準の届出等（令和7年2月1日現在）

[1]入院基本料

区 分
特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1入院基本料)
特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1入院基本料)「注11」に規定する入院栄養管理体制加算(北5)
特定機能病院入院基本料(精神病棟13対1入院基本料)

[2]入院時食事療養の基準

区 分
入院時食事療養(I)

①厚生労働大臣の定める施設基準

a)基本診療科の施設基準

区 分
医療DX推進体制整備加算
地域歯科診療支援病院歯科初診料
歯科外来診療医療安全対策加算2
歯科外来診療感染対策加算4
救急医療管理加算
超急性期脳卒中加算
診療録管理体制加算1
医師事務作業補助体制加算2(50対1)
急性期看護補助体制加算(25対1 看護補助者5割以上)
急性期看護補助体制加算の注2に規定する夜間100対1急性期看護補助体制加算
急性期看護補助体制加算の注3に規定する夜間看護体制加算
急性期看護補助体制加算の注4に規定する看護補助体制充実加算2
看護職員夜間12対1配置加算1
看護補助加算2(精神病棟)
看護補助加算2(精神病棟)の注4に規定する看護補助体制充実加算2
療養環境加算
重症者等療養環境特別加算
無菌治療室管理加算1
放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)
緩和ケア診療加算
精神科身体合併症管理加算
摂食障害入院医療管理加算
栄養サポートチーム加算

a)基本診療科の施設基準

区 分
医療安全対策加算1
感染対策向上加算1
感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算
感染対策向上加算の注5に規定する抗菌薬適正使用体制加算
褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算
呼吸ケアチーム加算
術後疼痛管理チーム加算
バイオ後続品使用体制加算
病棟薬剤業務実施加算1
病棟薬剤業務実施加算2
データ提出加算2のイ
入退院支援加算1
入退院支援加算の注4に規定する地域連携診療計画加算
入退院支援加算の注7に規定する入院時支援加算
認知症ケア加算2
せん妄ハイリスク患者ケア加算
精神疾患診療体制加算
地域医療体制確保加算
地域歯科診療支援病院入院加算
特定集中治療室管理料2
特定集中治療室管理料「注1」に規定する算定上限日数に関する基準
特定集中治療室管理料「注4」に規定する早期離床・リハビリテーション加算
特定集中治療室管理料の「注5」に規定する早期栄養介入管理加算
脳卒中ケアユニット入院医療管理料
新生児特定集中治療室管理料2
新生児治療回復室入院医療管理料
一類感染症患者入院医療管理料
小児入院医療管理料2
小児入院医療管理料2の注2に規定する加算(保育士2名以上の場合)
小児入院医療管理料「注5」に規定する無菌治療管理加算1
小児入院医療管理料「注7」に規定する養育支援体制加算

b)特掲診療科の施設基準

区 分
ウイルス疾患指導料
外来栄養食事指導料(注3に規定するがん専門管理栄養士が栄養食事指導を行う場合)
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
糖尿病合併症管理料
がん性疼痛緩和指導管理料
がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
がん患者指導管理料イ
がん患者指導管理料ロ
がん患者指導管理料ハ
がん患者指導管理料ニ
外来緩和ケア管理料
移植後患者指導管理料(臓器移植後)
移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
糖尿病透析予防指導管理料
小児運動器疾患指導管理料
乳腺炎重症化予防ケア・指導料1
乳腺炎重症化予防ケア・指導料2
婦人科特定疾患治療管理料
腎代替療法指導管理料
一般不妊治療管理料
生殖補助医療管理料1
二次性骨折予防継続管理料1
二次性骨折予防継続管理料3
下肢創傷処置管理料
慢性腎臓病透析予防指導管理料
外来放射線照射診療料
外来腫瘍化学療法診療料1
連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)
ニコチン依存症管理料
がん治療連携計画策定料
ハイリスク妊産婦連携指導料1
ハイリスク妊産婦連携指導料2
肝炎インターフェロン治療計画料

b)特掲診療科の施設基準

区 分
こころの連携指導料(Ⅱ)
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料1
医療機器安全管理料2
医療機器安全管理料(歯科)
歯科治療時医療管理料
救急患者連携搬送料
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
染色体検査の注2に規定する施設基準
骨髄微小残存病変量測定
BRCA1/2遺伝子検査
がんゲノムプロファイリング検査
先天性代謝異常症検査
抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
検体検査管理加算(Ⅰ)
検体検査管理加算(Ⅳ)
国際標準検査管理加算
遺伝カウンセリング加算
遺伝性腫瘍カウンセリング加算
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
ヘッドアップティルト試験
人工臓器検査、人工臓器療法
長期継続頭蓋内脳波検査
光トポグラフィー
神経学的検査
補聴器適合検査

b)特掲診療科の施設基準

区 分
黄斑局所網膜電図
全視野精密網膜電図
ロービジョン検査判断料
コンタクトレンズ検査料1
小児食物アレルギー負荷検査
内服・点滴誘発試験
センチネルリンパ節生検(片側)
前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
精密触覚機能検査
画像診断管理加算1
画像診断管理加算4
ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
CT撮影及びMRI撮影
冠動脈CT撮影加算
血流予備量比コンピューター断層撮影
心臓MRI撮影加算
乳房MRI撮影加算
小児鎮静下MRI撮影加算
頭部MRI撮影加算
抗悪性腫瘍剤処方管理加算
外来化学療法加算1
無菌製剤処理料
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
がん患者リハビリテーション料
リンパ浮腫複合的治療料
療養生活継続支援加算(通院・在宅精神療法)
認知療法・認知行動療法1
精神科作業療法
抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)

b)特掲診療科の施設基準

区 分
医療保護入院等診療料
人工腎臓
導入期加算3及び腎代替療法実績加算
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
ストーマ合併症加算
手術用顕微鏡加算
口腔粘膜処置
歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2
皮膚悪性腫瘍切除術(悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。)
組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
椎間板内酵素注入療法
腫瘍脊椎骨全摘術
緊急穿頭血腫除去術
内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便失禁)
角結膜悪性腫瘍切除手術
角膜移植術(内皮移植加算)
羊膜移植術
緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術))
緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
網膜再建術
経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工中耳植込術
内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

b)特掲診療科の施設基準

区 分
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。)
乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
内視鏡下筋層切開術
食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術
経皮的僧帽弁クリップ術
不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)に限る。)
不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る。)
経皮的中隔心筋焼灼術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術
植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
大動脈バルーンポンピング法(IABP法)
経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
内視鏡的逆流防止粘膜切除術

b)特掲診療科の施設基準

区 分
腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)
バルーン閉塞下経静脈的塞栓術
腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
腹腔鏡下肝切除術
腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
生体部分肝移植術
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
内視鏡的小腸ポリープ切除術
腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
腹腔鏡下副腎摘出手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術(褐色細胞腫)(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
同種死体腎移植術
生体腎移植術
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
精巣内精子採取術
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)

b)特掲診療科の施設基準

区 分
腹腔鏡下仙骨腔固定手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
体外式膜型人工肺管理料
胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術
遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術
輸血管理料（Ⅰ）
輸血適正使用加算
貯血式自己血輸血管理体制加算
コーディネート体制充実加算
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
歯周組織再生誘導手術
広範囲顎骨支持型装置埋入手術
歯根端切除手術の注3
口腔粘膜血管腫凝固術
レーザー機器加算
麻酔管理料（Ⅰ）
麻酔管理料（Ⅱ）
周術期薬剤管理加算
放射線治療専任加算
外来放射線治療加算
高エネルギー放射線治療
1回線量増加加算
1回線量増加加算（前立腺照射）
強度変調放射線治療（IMRT）
画像誘導放射線治療加算（IGRT）
体外照射呼吸性移動対策加算
定位放射線治療
定位放射線治療呼吸性移動対策加算

b)特掲診療科の施設基準

区 分
粒子線治療
粒子線治療適応判定加算
粒子線治療医学管理加算
画像誘導密封小線源治療加算
保険医療機関間の連携による病理診断
病理診断管理加算2
悪性腫瘍病理組織標本加算
口腔病理診断管理加算2
クラウン・ブリッジ維持管理料
看護職員処遇改善評価料
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料

②先進医療の届出

先進医療の名称	
先進医療 A	重粒子線治療
	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)
	細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)
	子宮内細菌叢検査2(フローラ検査)
先進医療 B	S-1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 膵臓がん(遠隔転移しておらず、かつ、腹膜転移を伴うものに限る。)

4. 治療研究事業等 (令和7年2月1日現在)

区 分
先天性血液凝固因子障害治療研究事業
特定疾患治療研究事業
インターフェロン治療費助成事業
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業